

## 湘南東ブロックし尿処理広域化の進捗状況について

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町で構成する湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議において令和5年3月策定した、湘南東ブロックし尿処理広域化方針に基づき現在、令和14年度の新施設供用開始を目指し検討を進めております。

そのような中、藤沢市と寒川町は令和6年7月1日付で「藤沢市と寒川町とのし尿等処理に関する事務の委託に関する規約」を承認し、当該事務の円滑な運営を図ることとし、協議が成立しましたので報告するものです。

### 1 事務の委託に関する規約について

資料4-1「藤沢市と寒川町とのし尿等処理に関する事務の委託に関する規約」参照

### 2 経費負担の考え方

本事業（し尿等処理に関する事務委託）の経費負担は、施設規模や搬入量に応じて変動する経費は、搬入量割を基本とし、経費の項目と考え方については、次のとおりです。

| 項目        | 負担方法                         |
|-----------|------------------------------|
| 新施設の建設費等  | 2市1町での搬入量割<br>※ただし、計画策定費は均等割 |
| 新施設の維持管理費 | 2市1町での搬入量割<br>※ただし、人件費は均等割   |

※その他詳細については、協定書の締結までに協議して定め、令和7年度以降の必要な経費は、協定書に基づき負担します。

### 3 これまでの取組

令和3年度 湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議において、し尿処理広域化を検討

令和4年度 湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議において、「湘南東ブロックし尿処理広域化方針」を策定

令和5年度 湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議において、地方自治法  
252条の14に基づく事務の委託に関する手続きとして、規約  
等を検討。

令和6年度

- 6月 令和6年寒川町議会第1回定例会6月会議に事務委託に関する  
議案を提出  
原案可決
- 7月 地方自治法252条の14第3項の規定により準用する地方自  
治法第252条の2の2第2項の規定により協議書・規約告示
- 8月 地方自治法252条の14第3項の規定により準用する地方自  
治法第252条の2の2第2項の規定により協議書・規約を  
県知事へ届出

○湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議の開催状況

- ・調整会議：令和6年5月30日
- ・ワーキンググループ又はし尿処理部会  
(令和6年4月～令和6年8月、計5回)

#### 4 今後のスケジュール

- 令和6年度 協定書の締結（経費負担の決定等）
- 令和7年度 施設整備基本計画の策定
- 令和7・8年度 事業方式等の決定
- 令和9年度 生活環境影響調査の実施
- 令和10年度～ 設計・建設工事の実施
- 令和14年度 供用開始

#### ※参考※

湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議とは

平成10年3月策定の「神奈川県ごみ処理広域化計画」において湘南東ブロッ  
クと位置付けられた寒川町、藤沢市、茅ヶ崎市の2市1町のごみ処理広域化を  
推進するための各種課題等について調整・検討を行うため設置された組織。

2市1町の企画担当部長、廃棄物担当部長及び神奈川県湘南地域県政総合セン  
ター企画調整部長、同センター環境部長及び神奈川県環境農政局環境部資源循  
環推進課長を構成員とする。